

単位互換

1. 「大学コンソーシアムやまがた」の包括協定に基づく単位互換

単位互換に関する包括協定書

この協定に参加する各大学（短期大学・高等専門学校を含む）は、相互の交流と協力を振興し、教育研究の活性化及び教育課程の充実を図りつつ、学生に多様な教育を提供することを目的とし、次により単位互換を行うことに合意する。

（対象学生）

第1条 本協定による単位互換制度の対象となる学生は、本協定に参加する各大学に在学する学生とする。

（受入学生の呼称）

第2条 本協定に基づき、各大学が受け入れる他大学の学生は、単位互換履修生と称する。

（受入学生数）

第3条 各大学が受け入れる単位互換履修生の数は、受入大学が決定する。

（履修方法）

第4条 単位互換履修生の科目登録、単位の認定等の履修方法については、受入大学の規則の定めるところによる。

（授業料等の費用）

第5条 単位互換履修生の受入に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。ただし、放送大学が受け入れた単位互換履修生及び放送大学の全科履修生で放送大学以外の大学が受け入れた単位互換履修生の授業料については、受入大学の定めるところによる。

（運営組織）

第6条 本協定書に基づく単位互換を円滑に実施するため、本協定に参加するすべての大学の代表者による運営組織を設ける。

（改廃）

第7条 本協定に参加する大学の変更及び本協定書の改廃については、学長間の協議によるものとする。

（その他）

第8条 本協定書に定めるもののほか、単位互換の実施に関する細目は、覚書により別に定める。

附 則 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

単位互換実施に関する覚書

「単位互換に関する包括協定書」による単位互換については、下記の事項に基づいて実施する。

(授業科目の範囲)

- 1 本協定に参加する各大学（短期大学・高等専門学校を含む）は、各年度ごとに、単位互換履修生が履修できる授業科目を単位互換科目として指定する。

(単位数)

- 2 単位互換履修生が修得できる単位数は、学生の所属する大学において認められた単位数以内とする。

(履修期間)

- 3 単位互換履修生の履修期間は、当該学生が履修する単位互換科目の開設期間とする。

(履修開始年次)

- 4 単位互換履修生として履修を開始できる年次は、1年次以上とする。ただし、高等専門学校においては、4年次以上とする。

(時間割)

- 5 単位互換科目の時間割は、受入大学の時間割に従うものとし、特別の時間割は組まない。

(学生数)

- 6 各大学が受け入れる単位互換履修生の数は、授業に支障のない範囲とし、必要に応じ各大学間で調整を行い、受入大学が決定する。

(受入手続)

- 7 単位互換履修生の受入手手続きは、次のように行なうものとする。

- (1)開設される単位互換科目のシラバス及び時間割は、完成後速やかに、各大学に通知する。
- (2)派遣大学は、各学期ごとに履修希望学生の履修願を取りまとめ、受入大学に申請する。
- (3)受入大学は、派遣大学へ受入許可の決定通知を行うとともに、派遣大学を通じて履修希望学生に受入許可書を交付する。

(成績評価及び単位の授与)

- 8 単位互換履修生の成績評価及び単位の授与については、受入大学の定めるところにより実施する。ただし、両大学の試験日が重複した場合には、派遣大学の授業科目について、追試験等の措置を講じるものとする。

(成績の通知及び単位の認定)

- 9 受入大学は、派遣大学に対し、単位互換履修生の単位互換科目の単位授与に係る合否並びに成績評価の結果を通知し、派遣大学は、受入大学の通知に基づき、単位の認定を行うものとする。

(単位互換履修生に係る通知等)

- 10 単位互換履修生に休学または退学等の異動があった場合には、派遣大学は速やかに受入大学に通知する。また、授業等に係る単位互換履修生への諸連絡事項については、受入大学が派遣大学へ通知することとし、両大学で周知する。

(施設の利用と規則の遵守)

- 11 履修上必要とする施設・設備の利用については、受入大学の定めるところにより便宜を供与するものとし、単位互換履修生は、受入大学の規則等を遵守するものとする。

(各大学の内規)

- 12 本協定に参加する各大学は、本協定及び本覚書に則り、各大学ごとに単位互換を実施するにあたって必要な細目を内規として定める。

(運営組織)

- 13 本覚書に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、運営組織における協議により定める。

(その他)

- 14 本覚書は、本協定に参加する各大学の合意の下に、必要に応じて見直すことができる。

附 則 この覚書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この覚書は、平成20年4月1日から施行する。

山形大学における単位互換実施に関する規程

(平成20年4月1日)

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 受入(第2条—第5条)
- 第3章 派遣(第6条—第10条)
- 第4章 放送大学との単位互換(第11条・第12条)
- 第5章 雜則(第13条・第14条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 「単位互換に関する包括協定書」による単位互換を円滑に実施するため、山形大学(以下「本学」という。)における規程を定めるものとする。

第2章 受入

(単位互換履修生の身分)

第2条 本学が受入れる単位互換履修生の身分は、特別聴講学生とする。

(単位互換科目の範囲と指定)

第3条 単位互換科目は、本学で開講される基盤教育科目及び各学部で開講される専門教育科目とする。単位互換科目として提供する授業科目は、基盤教育科目にあっては山形大学基盤教育院、専門教育科目にあっては開講する各学部が指定するものとする。

(受入学生数)

第4条 本学において開講する単位互換科目に受入れる単位互換履修生の数は、原則として1授業科目につき5名以内とする。ただし、履修可能な受入れ人数については、当該授業科目の担当教員の判断による。

(履修手続き及び成績評価)

第5条 本学において開講する単位互換科目の履修手続き及び成績評価に関しては、本学の諸規則に基づき実施する。

第3章 派遣

(単位互換履修生の範囲)

第6条 単位互換制度の対象となる学生は、人文学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部及び農学部の各学部に在籍する学生とし、大学院に在籍する学生を除くものとする。

(履修開始年次)

第7条 単位互換履修生として履修を開始できる年次は、1年次以上とする。

(修得できる単位数)

第8条 本学から派遣する単位互換履修生が履修登録して修得できる単位互換科目の単位数は、各年度ごとに8単位以内、当該学生の在学期間を通じて24単位以内とする。

(成績の評価)

第9条 本学から派遣した単位互換履修生が他大学等において履修した授業科目の成績は、
「認定」として累加記録簿に記載する。

(単位の取扱い)

第10条 本学から派遣した単位互換履修生が他大学等において修得した単位の取扱いは、各
学部が定める。

第4章 放送大学との単位互換

(派遣)

第11条 本学から放送大学に派遣する単位互換履修生の授業料については、放送大学の定め
るところによる。

(受入)

第12条 本学が放送大学から受入れる単位互換履修生は、学部全科履修生に限るものとし、
その授業料については、本学が別に定めるところにより徴収する。

第5章 雜則

(業務の所管)

第13条 本協定に基づく単位互換の所管業務は、小白川キャンパス事務部において担当する。
(その他)

第14条 この規程の見直しは、山形大学学生委員会において審議の上、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月30日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学における単位互換実施に関する規程の規定は、平成29年度入学者から
適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2. 5大学間単位互換

山形大学、群馬大学、徳島大学、愛媛大学及び熊本大学の各工学部間における学生の単位互換に関する覚書

この覚書は、山形大学、群馬大学、徳島大学、愛媛大学及び熊本大学（以下「5大学」という。）の間での「教育・研究の交流に関する協定書」が平成8年11月21日に締結されたことに伴い、5大学工学部及び工学系の大学院研究科（以下「工学部等」という。）間における学生の単位互換を行うに当たっての必要な事項を定める。

記

（派遣時期等の協議）

- 1 単位互換を行う授業科目とそのシラバス、大学院で行う研究指導の内容、派遣の時期、派遣学生数、受入学生数等の協議は、実施前年度に5大学工学部長会議を開催して行い、派遣又は受入学生の選考等の詳細については、派遣大学工学部等と受入大学工学部等で行う。

（派遣手続き及び受入手続）

- 2 当該大学の学則等の規定による学長の派遣願及び受入許可は、派遣大学工学部等と受入大学工学部等との事前協議の結果に基づき行うものとし、その事前協議は派遣及び受入予定日の1か月前までに完了しなければならない。

（学生の派遣の願出）

- 3 派遣を希望する学生は、別紙様式第1号又は第2号の5大学工学部等学生交流派遣願を派遣を希望する学期の始まる2か月前までに提出しなければならない。

（学生の身分）

- 4 受入大学工学部等における学生の身分は、学部学生の場合は「特別聴講学生」とし、大学院学生で授業科目を履修する者にあっては「特別聴講学生」、研究指導を受ける者については「特別研究学生」とする。なお、これらの学生を以下「派遣学生」という。

（学生証の発行）

- 5 受入大学工学部等が受け入れを許可した場合は、学生証を発行する。

（履修できる授業科目）

- 6 5大学工学部等において履修できる授業科目は、専門教育科目とし、実施前年度の12月までに公表する。

（履修期間）

- 7 5大学工学部等において履修できる期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、協議の上、更に1年を限り延長することができる。

(成績評価)

8 受入大学工学部等は、当該大学の学則等の規定により受入学生の成績評価を行い、別紙様式第3号の5大学工学部等派遣学生（特別聴講学生）単位修得報告書により派遣大学工学部等に報告する。

(単位の認定)

9 派遣大学工学部等は、前項の報告に基づき、単位の認定を行う。

(研究指導の終了報告)

10 派遣学生のうち特別研究学生は、所定の研究が終了したときは別紙様式第4号の5大学工学部等派遣学生（特別研究学生）研究終了報告書を受入大学の工学研究科長等に提出しなければならない。

(派遣大学への報告)

11 受入大学の工学研究科長等は、前項の報告に基づき派遣大学の工学研究科長等に別紙様式第5号の5大学工学部等派遣学生（特別研究学生）研究指導報告書により研究指導の終了の報告をする。

(授業料等)

12 受入大学における検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。ただし、実験、実習等に関する費用は徴収することがある。

(施設等の利用)

13 派遣学生は、受入大学の施設・設備を当該大学の学生と同様に使用することができる。

(学則等の違反者の措置)

14 受入大学工学部等は、派遣学生が当該大学の学則等に違反したときは特別聴講学生又は特別研究学生としての身分を取り消すことができる。この措置を講じたときは速やかに派遣大学工学部等に通知しなければならない。

(学生の異動通知)

15 派遣大学工学部等は、派遣学生に休学、退学等の許可又は処分を行ったときは、速やかに受入大学工学部等に通知しなければならない。

(覚書の改廃)

16 この覚書の改廃は、5大学工学部長会議の議を経なければならない。

(実施日)

17 この覚書に基づく学生の単位互換は、平成11年4月1日から実施する。

別紙様式第1号

5 大学工学部等学生交流派遣願（特別聴講学生用）						
ふりがな 氏名		性別 男女 印 年月日生			写真貼付 4 cm×3 cm 脱帽上半身正面	
現住所						
		() —				
派遣大学	所属の学部又は研究科	大学工学部 大学大学院 研究科（博士前期・後期課程）				
	学科・専攻	学科・専攻 年次：学籍番号				
緊急連絡先	指導教官等	職名		氏名	印	
	氏名	(本人との関係)				
	現住所					
	電話	() —				
	勤務先・住所					
	勤務先の電話	() —				
派遣希望大学	大学名					
	履修期間					
	派遣希望理由					
	履修希望科目	授業科目名	単位数	前期・後期	開講学科・専攻	担当教官氏名

備考 規格は、A4とする。